

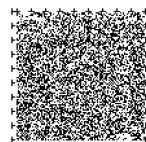
瑞穂町
第5次地域保健福祉計画
令和8年度～令和12年度

つながり、ささえあい、安心して
健康に暮らせるまち みずほ
～ すべての人がつながる福祉社会をめざして ～



令和8年3月

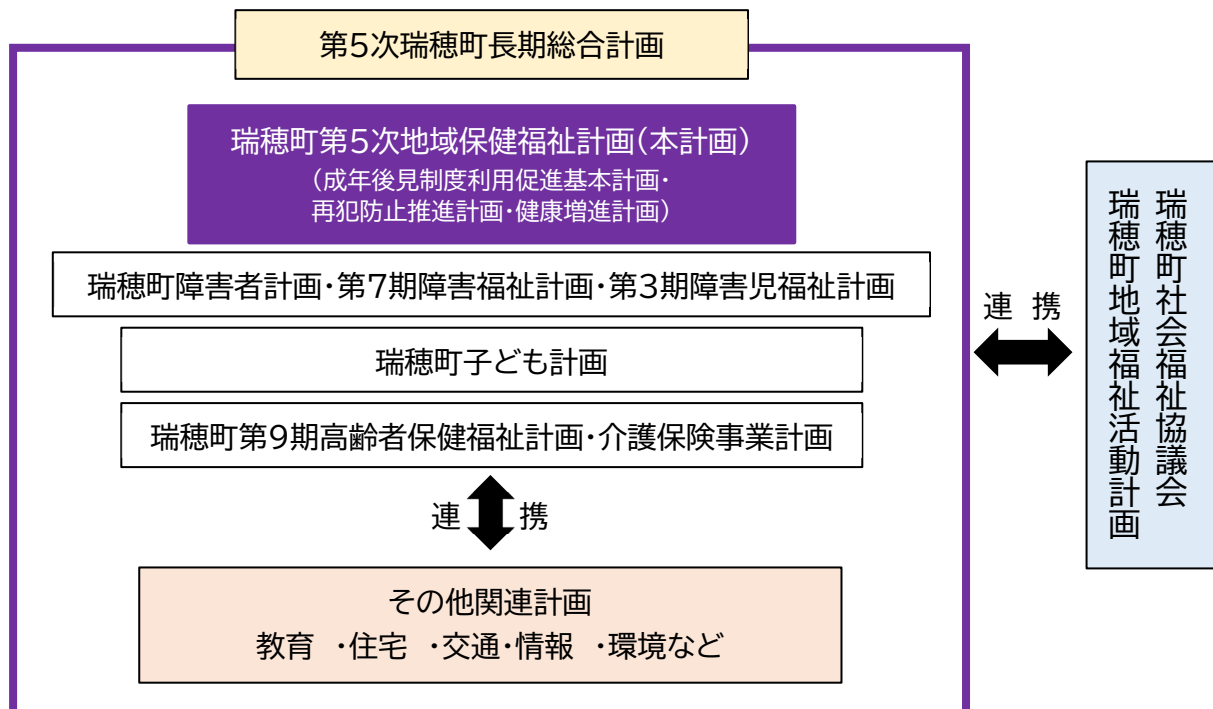
瑞穂町



◆ 計画策定の背景

瑞穂町では、平成18年に第1次計画としての「瑞穂町地域保健福祉計画」を策定して以来、令和3年度の「瑞穂町第4次地域保健福祉計画」（以下「前計画」）の策定まで、地域保健福祉のさらなる充実、住民と行政との協働による基本理念の実現をめざしてきました。

「瑞穂町第5次地域保健福祉計画」（以下「本計画」）では、前計画全体を見直し、「第5次瑞穂町長期総合計画」の内容をふまえ、「誰一人取り残さない」を理念とした国際的な動き、平成29年の社会福祉法の改正や令和5年の認知症基本法の成立など、国や東京都の地域共生社会の実現に向けたこれまでの施策をもとに策定しています。



◆ 本計画に含まれる計画

成年後見制度利用促進基本計画

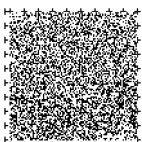
認知症や障がいにより日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じることを無いように、地域における権利擁護を推進します。

再犯防止推進計画

防災・防犯体制を充実・強化し、犯罪や非行をした人の抱える課題に対応することで孤立させない支援等を行います。

健康増進計画

地域で心豊かにいきいきと暮らしていくために、健康寿命の延伸を総合的な目標として位置づけ、乳幼児期からの定期的な健康診査の受診や、健やかな発育・発達を促すための生活習慣の定着や改善など、ライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。



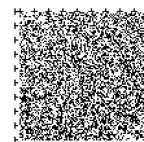
◆ 地域共生社会とは

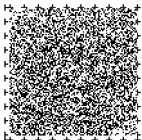
地域共生社会とは、住民・地域団体・行政などの多様な主体が、制度や分野ごとの「縦割り」や、「ささえる側」「ささえられる側」という関係を超えて、地域の課題を『我が事』捉え、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会のことです。



◆ 本計画と関連がある SDGs(持続可能な開発目標)

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 [不平等] 国内及び各国間間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12 [つくる責任つかう責任] 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>





◆ 計画の基本理念と基本目標

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち
すべての人がつながる福祉社会をめざして
みずほ

基本目標1 つながり、ささえあう地域づくり

地域の生活課題を「我が事」としてとらえ、お互いにつながりささえあう意識を育むことが重要です。様々な人が交流できる機会・場所の提供や社会参加の促進等の取組を通じて、地域コミュニティの強化をはかり地域生活課題の把握・解決に向けた支援に取り組みます。

基本目標2 地域福祉をすすめるための体制づくり

住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送れるよう、多様な団体と行政の連携が必要です。また、人材の確保・支援も重要な課題です。地域人材の確保やサービスの質の向上等をはかりながら、課題を解決していくための包括的な支援体制づくりにつとめます。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

認知症高齢者や知的障がいのある方などが、地域で自分の意思に沿った生活が送れるよう権利擁護の推進をはかります。

高齢者や障がい者、子どもなどの災害時要配慮者が孤立したり、支援の輪から取り残されることのない体制づくりにも取り組みます。

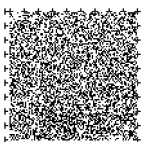
犯罪や非行をした人たちが、再び社会を構成する一員となるよう、再犯の防止等の取り組みをすすめていきます。

子どもや若者、子育て世帯などの地域課題の解決に向けた取り組みや地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みもすすめていきます。

基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

健康日本21（第三次）の基本的事項を踏まえ、地域で心豊かにいきいきと暮らしていくために、健康寿命の延伸を総合的な目標として位置づけます。乳幼児期からの定期的な健康診査の受診や予防接種、健やかな発育・発達を促すための生活習慣の定着や改善など、ライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。また、必要なときに医療を受けやすい、地域医療提供体制を継続できるよう取り組みます。

新興・再興感染症等については、平時からの備えと関係機関との緊密な連携をはかるとともに、大規模災害発生時の感染症対策に取り組みます。



〔基本施策〕

〔取組〕

基本目標 1

(1) 地域での交流活動の推進	①地域の子育てグループの支援 ②地域における交流の場づくりの推進 ③小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進
(2) 地域情報の発信	①福祉情報の提供・広報活動の充実 ②地域資源情報の収集
(3) 利用しやすい施設的环境づくり	①公共施設の利用促進 ②交流の場づくり
(4) 世代間交流の活性化	①地域交流、多世代交流の推進 ②地域で子どもを育てる環境づくりの推進 ③子育てひろばの拡充
(5) 高齢者や障がい者の社会参加促進	①シルバー人材センターへの支援 ②老人クラブへの支援 ③敬老会の開催 ④多世代交流センターMIZCULの運営 ⑤敬老金の贈呈 ⑥障がい者の社会参加の促進支援 ⑦社会参加のための支援サービスの充実 ⑧当事者活動の支援
(6) 介護保険制度の適正な運営	①介護保険制度の適正な運営 ②介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ③在宅医療・介護連携の推進 ④高齢者支援センター(地域包括支援センター)の運営 ⑤生活支援体制整備事業の推進

基本目標 2

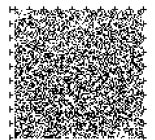
(1) 地域福祉の担い手の養成	①地域福祉の担い手の養成 ②地域福祉の担い手の活動支援
(2) 地域における福祉教育・学習の推進	①地域福祉の理解促進 ②地域に開かれた福祉教育の実践
(3) ボランティア・NPO の活動の推進	①啓発活動の充実 ②相談体制や情報提供の充実 ③ボランティア・NPO 活動への支援 ④定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供
(4) 相談体制の整備	①相談体制の充実 ②関係機関との連携強化・包括的な支援体制の検討 ③自立に向けた援助 ④生活安定に向けた支援
(5) 福祉サービスの質の向上	①福祉関係職員の資質向上 ②関係団体等への働きかけ ③苦情対応等に基づくサービスの質の向上 ④第三者によるサービス評価の支援

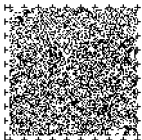
基本目標 3

(1) 権利擁護の推進 (瑞穂町成年後見制度利用促進基本計画)	①権利の擁護 ②権利擁護に関する連携と利用者に対する支援 ③成年後見制度の周知 ④成年後見制度の担い手の育成
(2) ユニバーサルデザインの推進	①ユニバーサルデザインについての啓発 ②東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応 ③公共施設の整備およびソフト面における取組の推進
(3) 防災・防犯体制の充実 (瑞穂町再犯防止推進計画)	①災害時要配慮者の安全確保体制の整備 ②災害時要配慮者への対応 ③災害ボランティアの育成と連携体制 ④地域防犯活動の推進 ⑤相談体制の充実 ⑥関係機関との連携強化 ⑦自立・生活安定に向けた支援 ⑧学校関係者等と連携した非行防止、学習支援 ⑨広報・啓発活動の推進
(4) すべての子育て家庭への支援	①子ども家庭支援センター機能の充実 ②子育て相談の充実 ③子育て支援情報の提供 ④待機児童の解消への取組と保育サービスの充実 ⑤地域子育て支援事業の充実
(5) 支援が必要な子どもと家庭への支援	①要保護児童対策地域協議会の充実 ②児童虐待の未然防止 ③民生委員・児童委員等の活動支援 ④日常生活援助及びひとり親家庭の自立支援・経済的支援 ⑤相談体制の充実 ⑥発達障害等支援の充実 ⑦子どもの貧困対策の推進
(6) 障がい者の就労支援	①瑞穂町障害者就労支援センターの充実 ②瑞穂町福祉作業所「さくら」の充実 ③瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」の充実
(7) 地域包括ケアシステムの推進	①地域包括ケアシステムの構築推進 ②認知症施策の推進 ③人材の確保及び資質の向上 ④ささえあう地域づくり

基本目標 4

(1) 母子保健の充実	①母子保健事業の推進 ②疾病予防・健康増進事業の推進 ③切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策事業の推進 ④食育の推進
(2) 健康増進の充実	①健康増進事業の推進 ②望ましい生活習慣の確立 ③食生活の維持・改善 ④身体活動・運動の実践 ⑤喫煙・飲酒・薬物と健康被害 ⑥休養・心の健康づくり ⑦歯・口腔の健康づくり
(3) 医療体制の確保	①救急医療体制の確保 ②地域医療体制の確保 ③関係機関との連携
(4) 健康危機管理対策の推進	①感染症予防事業の推進 ②健康危機発生時の体制づくり





◆ 第5次計画での重点的な取組

取組1 包括的な支援体制の整備

住み慣れた地域で、その人らしく自立した豊かな生活を送るためには、既存の制度やサービスの利用を推進するほかに、社会的孤立や孤独、生きる上での困難・生きづらさ、貧困、要援護、虐待などの地域における複合化・複雑化した課題の解決や深刻化を防ぐ必要があります。地域共生社会の実現に向け、既存の相談支援等の取組をいかしつつ、地域住民の課題を解決するための包括的な支援体制を整備していきます。

取組2 多世代交流・地域福祉活動の推進

地域の子どもたちから高齢者までの多世代がかかわり合う場の提供、活動への支援を行います。地域福祉に関する活動に参加する人や団体の育成・支援を行い、ゆるやかにつながる地域づくりをすすめていきます。

取組3 権利擁護の推進

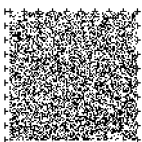
認知症や障がいにより、意思判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、「権利擁護センターみずほ」を中心に、成年後見制度の利用促進をはかります。

また、今後権利擁護センターみずほを町の中核機関として位置付けるための取組をすすめます。

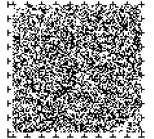
取組4 母と子の健康づくりの推進

妊娠、出産は、短期間の中で大きな心身の変化とライフスタイルの大きな変化が要求される時期であり、乳幼児だけでなく、妊産婦の健康を支援します。また、乳幼児の健やかな成長を支援するため、妊産婦や子どもを対象とした健康教育、乳幼児健診や訪問、相談の事業を通じて、健やかな子どもの成長を支えるとともに、健康上の問題を早期に発見し、療育につなげます。

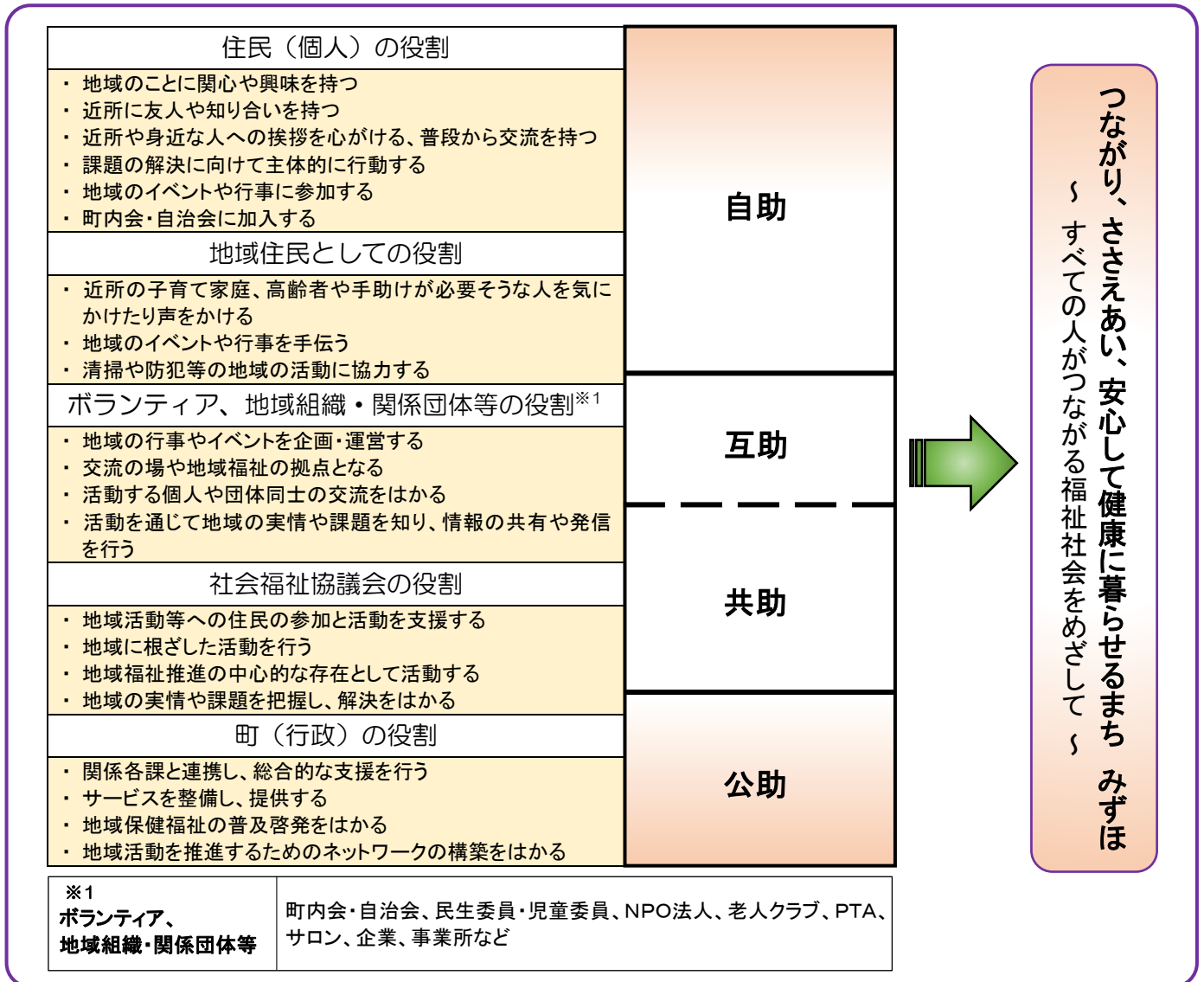
重点的な取組	達成目標
1 包括的な支援体制の整備	既存の相談支援等の取組をいかしつつ、誰ひとりとり残さない包括的な支援体制を整備します。
2 多世代交流・地域福祉活動の推進	多世代交流・地域福祉活動を行う人や団体へ支援を行い、参加人数・団体数を増やします。
3 権利擁護の推進	「権利擁護センターみずほ」の広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の強化をすすめます。 また、担い手の育成・活動の促進として、市民後見人の養成に取り組みます。
4 母と子の健康づくりの推進	各種健診の受診、予防接種、健康教育の受講等、「子育て世代包括支援センター（通称：ゆりかごステーション）」を中心に妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援することで、乳幼児を育てる保護者がこの地域でこれからも子育てをしていきたいと思う人の割合を高めます。



◆ 計画推進の仕組み

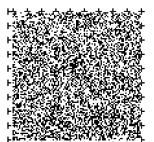


地域保健福祉計画の基本理念の実現に向け、住民、ボランティア、地域組織・関係団体等、社会福祉協議会、町(行政)が連携して協働しながら、自助、互助・共助、公助の枠組みを基に、地域保健福祉の推進に取り組みます。



◆ 進捗状況の管理及び公表

計画の進捗管理については、地域保健福祉審議会で報告され、進捗の管理を行います。進捗状況については、毎年度公表するとともに、住民・関係団体等から意見聴取等を行い、施策への反映をはかります。また、PDCA サイクル（Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すこと)の考えに基づき、施策の実施・評価・改善を行い、必要があると認めるときは、計画内容を変更するなどの取組をすすめます。



◆ 計画の評価指標

計画の進捗状況を検証し、本計画以降の計画へつなぐため、令和11年度に実施を予定している住民アンケートの調査結果や健康増進に関連する項目等を指標として設定します。アンケート結果や実績値、意見聴取などを踏まえて各施策の実施・評価・改善を行い、連携・協働しながら、自助、互助、共助、公助の枠組みを基に、地域保健福祉の推進に取り組みます。

基本目標1 つながり、ささえあう地域づくり

問 あなたは、地域の人が困っているとき、どこに相談すればよいか知っていますか。

回答項目	令和6年度アンケート結果	令和12年度目標
「知っている」と答えた人の割合	34.8%	↗

基本目標2 地域福祉をすすめるための体制づくり

問 あなたがお住まいの地域には、困ったときに助け合い、ささえあうつながりがあると思いますか。

回答項目	令和6年度アンケート結果	令和12年度目標
「あると思う」、「どちらかといえばあると思う」と答えた人の割合	51.5%	↗

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

問 瑞穂町は安心して、暮らしやすい町だと思いますか。

回答項目	令和6年度アンケート結果	令和12年度目標
「そう思う」、「まあそう思う」と答えた人の割合	58.1%	58.9%

基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

評価指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
日常生活における1日当たりの平均歩数(18~64歳)	7,141歩	8,000歩

※評価指標を一部抜粋

瑞穂町第5次地域保健福祉計画【概要版】

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

発行／瑞穂町

編集／瑞穂町 福祉部 福祉課

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335番地

TEL:042-557-0501(代表)

